

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、下表①～⑤のいずれかの要件を満たす場合、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

対象者	
ひとり親世帯	①令和5年3月分の児童扶養手当受給者および令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者
	②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
	③食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変している、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当受給者相当の水準となる人
ひとり親以外の世帯	④令和4年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者
	⑤平成17年4月2日(障害のある児童は平成15年4月2日)～令和6年2月29日に出生した児童を養育する父母などで、家計が急変し令和5年度住民税が非課税、または令和5年1月以降の収入が住民税非課税相当の収入となる人

甲①④の人は申請不要。

②③⑤の人は、令和6年2月29日(木)までに申請用紙などに必要事項を記入のうえ、下記へ郵送(必着)または持参してください。申請用紙などは市ホームページからダウンロード可。または下記窓口で配布。

〒524-8585 吉身二丁目5-22 こども家庭相談課

☎・☎(582)1137 FAX(582)1138



ホームページ

がん患者の アピアランスケア支援事業

がんの治療で外見上の変化が生じた人に対して補整具の購入費用を助成します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

次のすべてを満たす人

- ・市内在住の人
- ・抗がん剤治療などの脱毛症状の副作用を伴う治療、または乳房切除術によるがん治療を現に受けているまたは過去に受けていた人
- ・申請を行う補整具について、ほかに同様の助成金、補助金などを受給していない人

対象補整具 ①ウィッグ、帽子など

②乳房補整パット、人工乳房など

助成額 ①②のそれぞれにつき、上限1万円(1,000円未満は切り捨て)

購入日から1年以内に、申請書など必要書類を添えて下記へ申請。申請書は市ホームページからダウンロード可。申請は補整具1種類につき1回限り。



ホームページ

問すこやか生活課

☎・☎(581)0201 FAX(581)1628

児童手当・特例給付にかかる 現況届の提出

毎年6月1日を基準日として、児童手当・特例給付の受給者に対し、6月分以降の支給要件の確認を行っています。

以下の人は現況届の提出が必要です

(対象者には郵送で案内しています)

- ・配偶者からの暴力などにより住民票の住所地が本市と異なる人
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・法人である未成年後見人、施設などの受給者
- ・その他、児童と別居しているなどで本市から提出の案内があった人

※児童の養育状況が変わっていなければ、原則、現況届の提出は不要です。

問こども家庭相談課

☎・☎(582)1137 FAX(582)1138